令和元年度第４回あきる野市子ども・子育て会議
議　事　要　旨

１　開催日時：令和元年１０月１７日（木）午後２時～午後３時４０分

２　開催場所：あきる野ルピア２階子ども家庭支援センター会議室

３　出　席　者：委員１０人（欠席２人）

４　次　　第

（１）　開会

（２）　挨拶

（３）　議事

ア　第２期あきる野市子ども・子育て支援事業計画【素案】について

事務局から資料に基づき説明が行われた。

委員長

ただ今、資料１と２に基づいてご説明いただいた件に関してのご質問あるいはご意見をお伺いしたいと思います。その後、素案全体についてのご質問、ご意見を伺いたいと思います。ただ今の事務局の説明に関連して何かご質問あるいはご意見はございますか。

委員

資料１で説明のあった部分で、資料２に反映されていないものに関しては、案自体を変更していないと捉えてよろしいですか。

事務局

他の計画で取り組んでいるものなどになりますので、反映したもの以外は、計画には反映しませんが、各計画等に基づいて取り組んでいきます。

委員

気になっていたのは、資料１の２ページ目の項目８「医療ケア児」に関しては、受け皿になる部分が教育・保育の施設になると思います。もちろん、障がい者福祉計画にも出ていますが、子ども・子育て会議でのテーマとしても、今後、このキー

ワードは欠かせないものだと思います。現状では具体的に施設をつくると明言する必要はありませんが、今後のニーズが見込まれると考えられますので、学童クラブのところに「研究していく」という記述があるように「取り組んでいく」という方向性は計画の中に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

現状では、踏み込んで具体的な内容までは書き込むことは難しいと思いますが、検討させていただきます。

委員長

確かに、障がい者福祉計画の中で基本的に対応していますが、本計画でも、今後検討したいということで整理していただければ良いと思います。他に何かございませんか。

委員

資料１の２ページ目の項目６「障がい児保育事業について」の市の考え方が、「公定価格において対応していますが、国の動向を注視していきます。」となっています。根本的に、新制度に移ったところは公定価格というものはありますが、私学助成の園もあります。また、１号児についても公定価格で満足できる額になっているかというと、全然、そういう手当てはされてなくて、これと並行して私学助成の特別支援教育の補助金を新制度になっても国と都からいただいています。それでも足らないということで、各区市がかなり上乗せしています。この認識だと公定価格で対応しているので良いのではないかというイメージですが、区市が上乗せをしないとできないというところ、特に１号児については、非常に厳しい状況ですので、もう一度、基本的な仕組みから確認していただき、議論して、計画に入れるということでお願いしたいと思います。

事務局

具体的に補助の拡充等、お金に関する回答はできません。いずれにしましても、この部分は公定価格の見直しを含めて、東京都等に予算要望する中で検討していただきたいという話はしたいと思います。今の段階では、ここまでの回答しか申し上げられません。

委員

具体的に補助金等の額までは、この場で出すのは無理だと思います。基本的な考え方として、公定価格で手当てされて良いものと、それでは足らないので国と都が別枠で補助を出しています。それプラス区市が出しているという仕組みになっています。しかも、あきる野市の場合、私立幼稚園振興費補助金がありまして、その中に特別支援に関するものが少し入っていましたが、新制度に移った園には支給しないということで、完全にゼロになったままです。国が出すもの、都が出すもの、区市が出しているものと、３段階になっていますので、それを踏まえて検討していただきたいと思います。

委員長

事業計画の中に予算を付けるということは盛り込めないので、どのように充実させるかだと思います。整理をしますが、まず基本的に私学助成私立幼稚園については、これは新制度ベースの事業計画なので、いったん外さざるを得ません。新制度移行の幼稚園、認定こども園、保育所等がベースになりますが、国の制度上、公定価格と記載されていますが、１号子どもについては、文部科学省が特別支援教育費の国庫補助を付けています。しかし、２、３号子どもの障がい児の対応については、国庫補助が付かず、交付税措置で自治体の裁量に任されているため、市町村によってかなり大きな温度差が出ています。公定価格、養育支援加算等についてということですが、１号と２号の違いは国の会議でも相当問題になりました。そもそも同じ障がい児で、３歳以上児で１号子どもと２号子どもに制度上の違いがあります。それに関して自治体としては、１号子どもは文部科学省の補助がありますが、２号子どもは市の裁量によりかなりばらつきが出ます。２号子どもの一般財源化された障がい児対応については、あきる野市の考えが反映されなければなりません。国の矛盾を抱えながら難しいところもありますが、計画には具体的な予算等に関することではなく、あきる野市全ての障がい児への対応の充実を図るという表現を入れていただいて、姿勢を示すことが大事です。障がい児のいるご家庭にとっては、切実な問題です。あきる野市の全ての障がい児に対して支援しますといった表現を考えていただき、次回の会議で、さらに議論するということでいかがですか。他に何かございますか。

委員

資料１の６ページの項目２０で、アンケート結果から乳幼児一時預かり等を利用する必要性がないという回答がとても多かったことが気になりました。特定の人が利用することが多いのかもしれませんが、利用方法が分かりづらいのではないでしょうか。事業が複数あり、対象となる子どもの年齢もダブっているため、どれを選んで良いのか分からないのだと思います。利用者が選ぶのではなく、アドバイザー

等を置いて、自分がこういう状態だと伝えると必要な支援等を選んでもらえるようにしたら良いのではないかと思います。障がい児などの話もありましたが、障がい児の親は、幼稚園や保育園を選ぶ際、自分で個別に説明して回らなければならないので、本当に大変だそうです。それもアドバイザーがいれば代わりに聞いてくれることもできると思うので、とても必要だと思います。検討ではなく、もっとしっかり考えていただきたいです。

もう一点、全体的に「今後も周知の拡充を図る」という文言が多いですが、具体的に思い浮かぶのはホームページや広報による周知だと思います。実際に若い人は新聞を取っていない人の方が多いので、そうすると全ての家庭に広報は行き渡らないです。また、ホームページも機会がなければ見る方はいないと思います。子育て世代だけではなく全ての市民に行き渡れば、クチコミ等で広がることもありますので、周知の具体策をしっかりと検討していただきたいと思います。

委員長

何か特段ございますか。

事務局

乳幼児一時預かりの利用者ですが、昨年度と本年度の８月末を比較しますと、本年度は延べ２３６人の利用があり、昨年度と比べまして２０人増という形で、伸びの傾向にあります。周知方法につきましては、「それぞれニーズに合わせた利用ができることから」と記載させていただいておりますが、子育て支援総合窓口には色々な問い合わせがあります。その中でニーズに合ったものをご案内しております。例えば、乳幼児一時預かりの方が良いのか、時間的に難しければ乳幼児ショートステイをご案内するなど、そのような形でご案内をさせていただいている状況です。

ホームページや広報は、見ない方もいらっしゃるということなので、今後はメール配信もそうですが、スーパーの掲示場所の利用等も検討していきたいと考えています。

委員長

あきる野市では、予防接種等がスマホでできると思います。そういったものを活用いただくと、予算をかけずに多くの方に周知できますので、それも研究・検討していただきたいと思います。他にはいかがですか。

それでは、私からの意見です。前回の事業計画と同じように、最後に計画の推進体制ということで、毎年度、計画を点検・評価し、改善すべきものは改善する。あるいは、中間年で大きく差異のあったものは見直しをするということが大事だと思います。特に無償化が始まったばかりで、来年の４月から少し無償化の影響が出る

可能性があって、誰も読めません。計画は策定して終わりではなく、毎年度、少しでも良くなるように、今後、本会議も活用しながら必要なものは見直しを行うという点検・評価体制をどこかに記述していただければと思います。

また、５ページの項目１６で新２号認定を受けた子どもを幼稚園で預かり保育を受け入れる場合、預かり保育を受け入れる体制として、職員の資格や配置基準、居室面積等がありますので、園によって物理的に受け入れられる人数が決まってきて、利用定員設定をしなければいけないと思います。お断りするもしないも希望者全員を入れるという話にはならないので、従来の１号、２号、３号と同じように適切な基準に基づいた利用定員設定を前提に考えていく。ただし、この場合、利用定員を大幅に超えると３号子どものように新２号の待機児童が出ましたという話になります。では、それをどうするのかという次の話になりますので、状況を見ながら検討していくことが必要だと思います。基本は基本として、こういう議論になった時に、適切な基準に基づいた利用定員設定をするので、記載されているような心配は起きないとご理解していただければと思います。

７ページに地域子育て支援等があります。今後、ご議論いただければ結構ですが、区などでは、赤ちゃんの駅が普及しています。商店街のお店であったり、幼稚園・保育園等がステッカーを貼って、赤ちゃんのおむつを替えられたり、調乳できたりするスペースを設けて、誰でも利用できるようにしています。また、石川県等では、マイ保育園制度があって、母子健康手帳を交付した際、希望の園があれば登録していただき、何か心配なことがあれば、その園に相談してくださいという仕組みがあります。園としても、かなりの確率で選んでもらいやすくなるメリットがあるかと思います。石川県で始まり、他の自治体にも広まっています。そんなにお金もかからず、身近な施設を利用しやすくする工夫だと思いますので、こういったことも考えていただきたいと思います。また同時に、市民ニーズに合う講座等を実施することも重要ですが、参加率を向上させるためにはどうしたら良いかという視点が重要です。さらに子育て支援のこれからの大きなポイントは、本当に困っている人に来てもらうのではなく、こちらから手を差し伸べるアウトリーチの視点が、かなり重要となりますので、地域子育て支援事業の中で、そういった視点を押さえていただくと良い計画になると思います。意見・要望としてお話しをしておきたいと思います。

それでは、事業計画全体について、何かご意見、ご質問等ございますか。

委員

素案の４２ページの「②成長段階に応じた健全育成」に「５歳児健診の導入の検討」という一文を入れていただけないでしょうか。「現状・課題」にも「障がい児や心身の発達に遅れがある児童に対して、個々の状況に応じた教育・支援の充実や将来自立ができる一貫した支援環境を整える必要があります。」とあります。３歳児健診の次に受ける健康診断が就学時健診で、約３年も開きがあるので、そこにワンク

ッション入れるということで「５歳児健診の導入の検討」という言葉だけでも入れていただきたいと思いました。

事務局

５歳児健診の導入については、以前にも検討したことがありましたが、それに対応できる体制が整わないということで、できなかったということは聞いています。

委員

３歳児健診以降、保育園等に通い、就学前になって障害があると言われてしまい、何も対応できなかったというケースがあると思うと、何か対応策が必要ではないかと思います。

事務局

巡回相談というもので対応しています。

委員長

現場ではどうなのですか。

委員

巡回相談はやっていただいていて、年齢に関係なく診ていただける状況にはありますが、あくまでも保育所や幼稚園側で受けていくものなので、保護者に対する説明を相談員の方から直接していただけるわけではありません。保護者と園側で考え方に差がある場合には、なかなか話が難しいということがあります。そこで健診ということになると、お子さんと保護者が先生の話を聞く機会があるので、色々な多方面からサポートを受けられるといった意味では、健診はあった方が良いです。健診の方法や人材は課題ですが、特に今回の計画の中でも、幼児期と小学校の接続の問題を考えた時には、５歳児になった段階での健診があった方が更にスムーズになるのではないかと現場にいて思います。

委員長

なかなか即答は難しいとは思いますが、今後の課題として意識しているということだけでも入れていただけると良いと思います。その辺を事務局でも検討していただけないでしょうか。他に何かございますか。

委員

全体の意見として、前回の会議でも、小中学生も対象として、もう少し広い視点で計画しても良いのではないかとお話しましたが、「各関係部署と連携を図りながら」という回答をいただきましたが、はっきりしたものが見えてきません。この計画を見ただけでは、やはり生まれたての赤ちゃんや３歳くらいまでの子どもの支援は本当に充実しているということは分かりますが、それ以降、小学生になったらどこに相談すれば良いのか、中学生になったらどうすれば良いのかといった先のことが見えてきません。「あきる野市学びプラン」や「スポーツ推進計画」等に引き継いでいるといった文章を入れていただけると、相談する場所があると分かり安心すると思うので、もう少し先まで見通した文章を入れていただきたいと思います。

委員長

おそらく素案で言うと、３ページのところに「あきる野市総合計画」等の計画が記載されていますが、書き切れていない教育委員会ベースの計画があるはずです。その辺も含めて関連計画が他にもあるということを示していただくと同時に、様々な計画の関連するところを拾い上げて、参考資料として、次回の会議に用意していただけないでしょうか。小学生や中学生に対しては、こんな計画があるということが分かれば良いと思います。本計画自体は国の法律に基づいて、基本的には小学校就学前の乳幼児期の子どもとその保護者及び放課後児童クラブの子どもが中心ということは間違いないので、ただ、関連している他の計画の施策で主要なものだけでも少し拾い上げて参考資料としていただければ、事務局は大変だと思いますが、委員の共通理解が深まると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員

基本的な考え方に戻るようで申し訳ありませんが、あきる野のあきる野らしさがもう少し出ても良いのではないかと思います。他の委員からも話がありましたが、今、我々が子どもを見ていて乳幼児期の愛着とか、その不足による色々な課題が起きています。今後、無償化がもっと低年齢化してきた場合、ゼロ歳から預けた方が楽であるという考えもあります。それぞれの事情があって、どうしてもゼロ歳から子どもを預けないといけない人もいますので、そういう人たちのためには、しっかりと受け皿を作っていくべきですが、逆に自分でしっかり育てたいという方も結構いらっしゃいます。そういう方に対しても、しっかり応援していき、ゼロ歳児から保育施設で十何時間預かれるような、しかも費用もほとんどかからないような状態になっていくことは、市としても教育の立場としても非常に危惧するところはあります。非常に大きな話ですし、国全体が向いている方向と違うのかということはありますが、やはり、そこのところをしっかりと考えていかないと、たとえ人口が減ってきたとしても、どんどんゼロ歳児から増えても保育士も施設も受け切れないと

ころもあります。１歳児も含め、ゼロ歳児に関しては、必要に応じて必要な保育サービスが受けられるというところを今の体制だけではなく多様性のあるサポートをあきる野らしくしていって、受け皿を作っていくという考え方もあって良いのではないかと思っています。そして、１、２歳児がそうであるならば、育休明けの１、２歳児からは確実に受け入れられるくらいのキャパシティーを我々が持って、それがないからゼロ歳から預けた方が良いとか、そういうことが起きない対策を講じる。そういうことをあきる野市として考えることも、特色を出せて良いのかなと考えております。

委員長

ご意見ということでよろしいですか。他にはいかがでしょうか。

委員

５歳児健診についてですが、５歳児健診が必要であると考える方がいらっしゃるということは、自分のお子さんの発達について疑問を持ち、専門的に診ていただきたいと思っている方が多いからだと思います。５歳児健診の実施が難しいことも分かりますので、就学前に向けて相談できる窓口を分かりやすく記載すると相談しやすくなるのではないでしょうか。

委員長

地域子ども・子育て支援事業、法定１３事業の一番目の事業だと思いますが、事務局から説明をお願いします。素案の４８ページの利用者支援事業を含めて、健診もそうですし、この辺ですかね。

委員

就学に向けて、普通学級に入れるか特別支援学級に入れるかということにも関係してくると思いますが、そういったことは、どこに相談すれば良いのでしょうか。幼稚園や保育園の先生に相談して、そこから紹介してもらうということもありますが、自分で不安に思って、先生とは違う観点で相談したいと思った時に、どこに行けば良いのかということです。

事務局

教育相談所がその役割を担っています。

委員

どこかに書いてあるのですか。

事務局

素案の４４ページの教育相談事業にある「教育相談所」です。

委員

この説明の中に、就学支援等の文章を入れることは難しいですか。最近は幼稚園や保育園が終わり、小学校に向かっていく時に、グレーゾーンにいる子どもも多くなってきているという話もあるので、その親が記載されている内容を見て、うちの場合はここに相談すれば良いというのが少し弱いような気がします。教育相談所に行くのも、保健師から聞いた人もいれば、幼稚園から聞いた人もいたり、直接、上代継診療所に行った人もいます。どこに行けば良いのかが分からないです。相談に行っても、ここではないと言われたりもします。ここに、就学に向けての文言があっても良いのではないかと思います。

事務局

今日は指導室の担当が出席しておりませんので、その辺につきましては、後ほど、確認したいと思います。

委員長

４８ページの「利用者支援事業」はワンストップサービスということで、ここに相談すればそれぞれにつなぎますというのが良い形だと思いますので、その辺も含めて、次回会議で説明をお願いします。

委員

それに続けて、巡回相談員が保育園や幼稚園に出向いて話を聞くということですが、巡回相談員に時間的に余裕があれば、幼稚園等に保護者向けに来ていただいて、相談を受けることは可能でしょうか。保護者はかなりの決意を持って窓口に行くものだと思いますので、その前段階として、専門的知識を持っている相談員が子どもの通っている園に来た際に、気軽に５、１０分でも話せるようなことは可能でしょうか。そういうものがあっても良いのではないかと思います。

事務局

巡回相談員に幼稚園や保育園へ行っていただいていますが、あくまでも、園の先生に対してクラス運営や子どもに対する支援についてアドバイスをするといった位置づけで行っています。前提としては、園を通じて教育相談所につないでいただくという事業になっています。それは教育相談所の事業とは別の巡回相談という事業です。教育相談所で待っていて相談を受けるだけではなく、園に伺って相談を受けられるということが可能かどうか、教育委員会に確認したいと思います。

委員

子どもたちの面倒をみていますが、多動のお子さんもいて、同じ幼稚園の年長さんであっても、よく聞いている子とそうでない子がいます。親御さんも多分心配しているので、私たちのところに預けるのではないかと思います。その子の隣には大きなお姉さんを付けるようにして、自然に自分がやりたいことがおかしいということを気付いてもらうようにしています。何となくお母さんもおかしいことに気付いていて、厳しく指導しているようです。お母さんの心配というのは、違っていることは分かっていて、それをどこに相談して良いのか分からないことです。巡回相談員が園に行くのは、指導者の先生の悩みを聞いてあげることが多く、なかなか１対１でお母さんの話を聞いてあげるのは難しいと思います。気軽に参加できるということは良いと思います。自分のお子さんに疑問を持った時に、こういう所にちょっと相談に行けるのは良いです。確かに５歳くらいの子どもが小学校に上がって大丈夫かと心配する気持ちはとても分かります。うちの孫も言葉が遅かったため相談に行きましたが、そこに通ったら、だいぶしゃべれるようになり、今では普通にしゃべっています。子どもによって発達状態は違い、周りの人たちは大丈夫と言ってくれていましたが、娘はとても心配していました。親御さんの心を落ち着かせてあげないと、良い子育てはできないと思います。ゼロ歳児から預けないとだめだからといって預けるだけの社会だと子どもたちが大きくなった時に、どういう社会ができあがるのか。子どもが外から家に帰ってきた時に親が落ち着いた気持ちで対処してあげることが大切だと思います。

委員長

おそらく、こういう問題は専門的な相談支援体制が必要なので、人的な配置と予算とでなかなか難しい面があるかと思いますが、また議論したいと思います。

委員

私の身近にも多動の子がいて、小学校に上がる時にも中学校に上がる時にも抱えてきた問題です。成長していく子どもをみていく親にとって、パートナーや親戚も

そうですが、専門的な人に気軽に相談できる体制がこの地域にもあれば良いと思いました。小学校、中学校と上がっていく中で、親が相談できる場所もそうですが、子どもが相談できる場所も必要です。学校にはスクールカウンセラーがいると思いますが、そこに子どもが相談に行くことは勇気のいることです。先日、学年で１人１人呼ばれて相談をするという時間を取ってくださいました。先生は、１人５分程度で終わると思っていたところ、１０、１５分かかってしまい予定どおりに終わらず、次回ということになったそうです。カウンセラーと子どもたちが色々な話をする機会があって、すっきりした子もいれば、モヤモヤが残った子もいたようですが、子どもが気軽に相談できる体制があれば良いと思いました。

委員長

貴重なご意見だと思います。

委員

学童クラブが保育園や幼稚園が終わった後の親の不安を解消する大きな役割だと感じ、頑張らないといけないと思いました。今、１年生の約６割が学童クラブを利用しています。小学校に上がる時に普通学級に行くのか、特別支援学級に行くのかということについては、教育委員会の制度がありまして、就学時健診が１０月中に実施され、そこで判断します。１０年以上前には、それはタブーでした。例えば、保育園に行って具合が悪い子はいますかと聞くと、そんなことを言えるわけがないと言われました。経営上の問題もありますし、親のハードルも高かったです。今は、学童クラブで入所予定者が分かってくると、私たちが保育園や幼稚園に行って子どもの様子を聞きます。それに基づいて補助員を配置していただけるので、丁寧なケアができています。普通学級を選択するのか、特別支援学級を選択するのかについても非常にハードルが低くなっていて、無理して普通学級で我慢させるのではなくて、特別支援学級に行くということもあります。私は特別支援学級に進んだ子がどうしているのか知っていますが、その後、あきる野学園に行き、あきる野学園は就職については色々な方策を行っているため、大きな企業に勤めている子も多くいます。色々な制度があることを浸透させて、子どもを育てることが良いと思います。それからゼロ歳から預ける件ですが、育休制度などがあれば良いですが、一般はないですから、そんなところが感想です。

委員

親がそういった制度を選択できるような環境が必要だと思います。私の妹は、子どもができたらすぐに仕事を辞めました。何かそこに感じるものがあったのかもしれないと思っています。

委員長

なかなか国の制度は難しいと思いますが、国も働き方改革で、育児休業をはじめ有給休暇も含めて、かなり見直しをするようです。今回の担当大臣には期待したいと思います。

さて、だいぶ時間がまいりましたが、よろしいですか。それでは、多くのご意見やご要望をいただきましたので、事務局は大変だと思いますが、整理して、できれば次回会議の前に資料を送付していただき、次回の会議が有意義なものになるようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

イ　３号認定の利用者負担額について

事務局から資料に基づき説明が行われた。

委員長

確認したいのですが、これはいつのものですか。

事務局

令和元年１０月以降です。

委員長

令和元年１０月以降ということは、既に今月、３号子どもは、この表に従って利用者にご負担いただくということですね。

事務局

そうです。

委員長

変わったのは、１０月以降、無償化で３号子どもについては非課税世帯までが無償で第２階層の人までがゼロになったということですね。これが変更した点ということで良いですね。他は基本的には今までと変わらないのですか。

事務局

そうですね。あとは数字には表れないのですけれど、第２子、第３子のカウントの仕方については細かくなるため、ここには記載していませんが、そういった変更はありました。

委員長

基本的には、第１、第２階層の人が国の無償化に対応してゼロになったということが大きな変更点ということでよろしいですね。国に倣っただけということですよね。来年４月以降は、また別途、検討するということですね。議論の余地はないのですが、何かご質問はございますか。

委員

今後、これを検討していくに当たり、周辺地域では、どのくらいなのかが目安になると思いますので、資料としてあれば良いと思いますので、お願いします。また、金額を設定する際にも予算的な部分を考えたときに重要になってくるのは、どの層の人数が多いのか、１０月１日時点の数字しか無いと思いますが、階層のボリューム感、一番人数が多いから手厚くした方が良いといった話にはなると思いますので、そのようなことが見える資料があると分かりやすいと思います。

委員長

可能な限りデータを用意していただければありがたいと思います。他には、いかがでしょうか。

ウ　その他

特になし

（４）　その他

事務局

今後の予定について、ご連絡いたします。本日議論していただきました素案につきましては、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、再度修正をさせていただいた後、次回会議資料として送付させていただきます。

スケジュールとしては、次の１１月の会議で素案を固めさせていただき、１２月議会で報告をしたいと思います。次回の第５回子ども・子育て会議につきましては、１１月１１日（月）午後４時からとなります。あきる野市役所別館３階第１会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

委員長

次回が実質的には最後の議論になりますので、是非ご意見をいただければと思います。事務局も大変だと思いますが、早めに資料をお送りいただければと思います。他にはよろしいですか。パブリックコメントは、いつ頃を想定されていますか。

事務局

予定としましては、１２月に議会で報告をした後、１月１５日から３週間程度と考えています。

委員長

可能であれば、１０月に入って、次回の会議までに無償化により、何か変動があった場合には、次回会議でご説明いただければと思いますので、お願いしたいと思います。

（５）閉会

委員長

それでは、本日は若干早めですが、これで会議を終了いたします。どうもご苦労様でした。

以上